

62

供 述 調 書	
本 籍	
住 居	
職 業	
氏 名	
上記の者に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被疑事件につき、令和2年6月2日、東京地方検察庁において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。	
1	私は、平成25年10月7日から、大川原化工機株式会社の安全保障貿易輸出管理最高責任者を務めていました。
	当社が、平成30年2月21日に当社の韓国子会社であるOHK AWARA KOREA CO., LTD. 向けに輸出したL-8 i型スプレードライヤについてお話しします。
	この案件は、最終需要者が韓国の 会社だった
	ので、これからは、 案件とってお話しします。
このとき本職は、供述人に対し、令和元年9月24日付け司法警察員田村浩太郎作成の証拠品複写報告書（本社第148号物件 L-8 i工事決定通知書等）添付の「工事決定通知書」「実施計画書」「Technical Specification」を示し、その写しをそれぞれ資料1, 2, 3として本調書末尾に添付することとした。	
今見せてもらった資料1が 案件の工事決定通知書で	

検 察 庁

す。

ここに書かれているとおり、この案件は、契約先がOHKAWA
RA KOREA CO., LTD. で、ユーザーが [REDACTED]
となっています。

そして、輸出するスプレードライヤは、当社が扱っているL-8
i型のスプレードライヤであることがわかります。

資料2は、この工事決定通知書の添付資料の目次である実施計画
書です。

私は、これらの資料を輸出管理最高責任者として、すべて目を通
しています。

そして、噴霧乾燥機の輸出規制項目に該当するかどうか判断して、
決裁を行うのも私の役割でした。

L-8 i型のスプレードライヤは、資料3の仕様書の右下に2.2
と書いてあるページの記載からもわかるとおり、水分蒸発量が1時
間あたり3キログラムのスプレードライヤなので、噴霧乾燥機の輸
出規制項目である

イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上4
00キログラム以下のもの
に該当します。

また、L-8 i型のスプレードライヤは、資料3の右下に2.4と
書いてあるページの記載を見ると、OCA-008Bという回転デ
ィスクタイプのアトマイザを使用していることがわかります。

ディスク式のアトマイザは、カタログ上、平均粒子径が約30か

ら150マイクロメートルだとされているので、噴霧乾燥機の輸出
規制項目である
ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造
することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分
品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の
製品を製造することが可能なもの
に該当しないと判断しました。
なお、L-8i型のスプレードライヤは、RJ-5やRJ-10
といったツインジェット式のアトマイザに交換することが可能で、
これらのアトマイザに付け替えることで、平均粒子径10マイクロ
メートル以下の粒子を製造することが可能だと検事から聞きました
が、私は、L-8i型の定型機は、乾燥室の天井部分をすべて交換
しないとツインジェット式のアトマイザに交換することができない
とっていました。
そのため、ロの要件についても、非該当だと判断しました。
また、輸出規制項目である
ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることがで
きるもの
という要件に関しても、私が輸出管理最高責任者に任命された直後
に当時の相嶋専務に判断基準を教わって
ハについては非該当でいいんだ
と言われたので、すべてのスプレードライヤについて、ハの要件は
非該当だと判断していました。

2

なお、ハの要件について、最初に相嶋さんに相談したときに、詳細な説明を受けずに、「非該当でいい。」と言われたことに間違いありませんが、私自身、何件か輸出規制項目の該非判定を行って私なりにハの要件について考えた結果を相嶋さんと話して間違いがな
いかどうか確認したことがありました。

私は、スプレードライヤの内部に、熱風が行き渡らずに、温度が上がりきらない部分があると考え、その部分に関しては、菌を殺すほど温度が上がらないだろうと思いました。

そこで、私は、相嶋さんのところへ行き

内部の温度が上がらないところがあるから、滅菌はできないということですね

と確認しました。

それに対して相嶋さんは

そうだよ

と答えて、すべての菌を殺すことができないから、ハに該当しないと言っていました。

この話を相嶋さんとしたのは、いつのことだか覚えていませんが、私が輸出管理最高責任者になってからそれほど時間が経っていなかったもので、平成25年か、遅くとも平成26年頃のことだったと思います。

問 これまで、あなたは、警察の取調べでも、検察庁における取調べでも、ハの要件について、あなたなりの考えを相嶋さんに説明して、確認したという話をしていませんでしたが、このような相嶋さんとのやりとりは、本当にあ

ったのですか。

答 絶対にこのようなやりとりはやっていました。

問 これまで、この話をしていなかったのに、今日になって話すことになった理由は何ですか。

答 精神的に落ち着いてきているから。

こんなこともあったなと思い出したから話しました。

問 あなたは、会社の幹部が逮捕されて、捜査の対象となったことで、ハの要件に大川原化工機株式会社のスプレードライヤが該当しないという説明をするために、機械内部の一部について、温度が上がりきらないという主張をしようと考えて、このような当時の相嶋さんとのやりとりのエピソードを作り出したのではないですか。

答 違います。

3 これまで話した検討結果から [] 案件で輸出する L-8 i 型のスプレードライヤについては、輸出規制に該当しないと判断しました。

このとき本職は、供述人に対し、令和元年5月21日付け司法警察員時友仁作成の複写報告書（通関手続書類の一部）添付の「輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表（該非判定用）」を示し、その写しを資料4として本調書末尾に添付することとした。

今見せてもらった資料4が、[] 案件で L-8 i の通関手続に使用されたものだと聞きました。

ここにあるとおり、L-8 i 型スプレードライヤについては、イの要件には該当するものの、ロとハの要件には該当しないと判断し

ました。

この書類は、海外営業部の [] が作成して、私が内容を確認し、決裁しています。

L-8 i 型のスプレードライヤは、定型機なので、同じものを輸出する場合には、該非判定も同じ結果となります。

以前、警察で、平成26年3月14日に、当社がイタリアの [] に対して、L-8 i 型スプレードライヤを輸出した際に提出した該非判定用の項目別対比表を見せてもらいましたが、資料4の [] 案件で用いたものと記載が全く一緒でした。

これは、同じ定型機の輸出だったので、以前に使用した書類を流用したため、同じものを使っていたのです。

提出用の項目別対比表を流用していたとはいえ、案件ごとに機械の仕様を見て、該非判断をしているので、 [] 案件でも、内容を確認して、私が判定結果を承認したことに間違いありません。

4 私は、平成26年6月11日に相嶋さんが専務を退いて当社の顧問となったタイミングで、相嶋さんの後任の専務に就任しました。

それ以降、相嶋さんの業務を引き継いで専務として務めています。

相嶋さんは、顧問となった後も、平日月曜から金曜の午前8時5分から午後5時30分までの勤務時間、本社に勤務していました。

相嶋さんは、本社3階に顧問となってからも、デスクが用意されていて、平日は毎日来ていました。

このとき本職は、供述人に対し、令和2年5月22日付け司法警察員友田綾子

作成の出力印字結果報告書（粉体技術研究所第190号 業務引継書等）添付の「取締役退任のご挨拶」と題する書面を示し、その写しを資料5として本調書末尾に添付することとした。

この資料は平成26年6月11日に、相嶋さんが顧問となった後、書類の配布先などを変更した内容を周知する文書です。

この文書の「2. 配布先の変更他」を見ると、①試験報告書、④EMS/QMS関連の書類は、それまで相嶋さんに回っていたものが、私に配布されるようになったことがわかります。

②「工事決定通知書関連」③「トラブル報告書関連」⑤「各種連絡書、回覧板」については、引き続き相嶋顧問に配布されることになっていったことがわかります。

このように、工事決定通知書などの書類は、顧問となった後も、相嶋さんのところに回るようになっていたのですが、相嶋さんが、非常勤になり、毎日通勤することがなくなってからは、個別の案件について、書類が相嶋さんに回ることはなくなったはずです。

このとき本職は、供述人に対し、令和元年10月24日付け司法警察員友田綾子作成の証拠品複写報告書（粉体技術研究所 第41号物件 定款等）添付の「2014年6月12日付顧問契約書」「2018年4月1日付顧問契約書」を示し、その写しを資料6、7として本調書末尾に添付することとした。

今見せてもらった平成30年4月1日付けの顧問契約書は、相嶋さんが非常勤となった際に新たに締結した顧問契約書です。

それまでの平成26年6月12日付け顧問契約書の内容と異なり、相嶋さんの勤務条件が、月に1回に減り、報酬についても少な

い金額になっています。

相嶋さんは、このように平成30年4月以降は、月に1度、本社
に出勤するほか、週に2回程度、富士宮にある粉体技術研究所に出
勤するという非常勤の顧問となりました。

そのため、業務月報が相嶋さんの手元に行くことはあったと思い
ますが、個別の案件については、書類が回ることはなかったはずで
す。

なお、相嶋さんは、最近では、本社に出勤するすることなく、富
士宮の粉体技術研究所に出勤するのみになりましたが、いつからそ
のように変わったのかは覚えていません。

供述人の目の前で、上記のとおり口述して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたと
ころ。誤りのないことを申し立て、末尾に署名押印した上、各ページ欄外に押印した。

前 同 旨

東京地方検察庁

検察官 検事

小林 隆一

検察事務官

松家 和彦

検 察 庁

金

上争決正通知書

資料1

発行日: 2017年11月27日

工事番号	2017ES7532LF		客先注文№ pock1711-01	
工事名称	スプレードライヤ L-8型 1台		注文日	2017年11月27日
ユーザ	LG MMA	担当課氏名	様	
国	韓国	T E L	FAX	
契約先	Ohkawara Korea Co., Ltd.	担当課氏名	様	
国	韓国	T E L	FAX	
指定場所納入	2018年2月28日	☒ 決定 ☐ 予定	備考	梱包業者搬入日
同上条件	☐ 車上渡し ☐ 荷下渡し ☐ 工場納入 ☒ 指定倉庫納入		備考	
据付工事完了	据付工事なし	☒ 決定 ☐ 予定	備考	
試運転完了	2018/03/30	☐ 決定 ☒ 予定	備考	
売上げ予定月	2018/03	☒ 決定 ☐ 予定	備考	
引渡し条件	☐ 試運転渡し ☐ 据付渡し ☐ 納入渡し ☐ FOB ☒ CIF		備考	
その他の条件				
実施計画書	☐ 発行しない ☒ 本書に添付 ☐ 後日		発行	労災保険 ☐ 要 ☒ 否
アトマイザ修理	アトマイザ型式			
元工事番号	スプレードライヤL-8型 1式 アトマイザOCA-008 (220V 60Hz)			
工事内容	*1点補修 *エアツカ *試運転 1日			
受注金額	¥ 8,587,200	消費税	¥ 0	合計 ¥ 8,587,200
(内口銭)	¥ 0	支払先		差引残高 ¥ 8,587,200
工場原価	¥ 5,478,550	仕入原価	¥ 4,589,000	外貨受注額 0
		エツジ費	¥ 391,500	外貨換算 ¥/
		製造管理費	¥ 498,050	販売掛率 1.30
販売原価	工場原価 × 販売掛率 + 口銭		¥ 7,122,115	口銭差引額に対する
粗利益額	受注金額 - (工場原価 + 口銭)		¥ 3,108,650	粗利益率 36.20%
営業利益額	受注金額 - 販売原価		¥ 1,465,085	営業利益率 120.57%
支払条件	締め日	支払日	試運転後60日	指定納品書 ☐ 有り ☒ 無し
	支払方法	現金 日		
	契約時	¥	請求月	
	納品完了時	¥	請求月	
	工事完了時	¥	請求月	
	試運転完了時	¥ 8,587,200	100.00%	請求月 2018/03
支払条件考				
処 理 物	OXM	機種番号	101	対象物質
分 類	O:有機物	試験報告		
上司コメント				
担 当 者	営 業 部	決 裁	工 番 登 録	役 員
配 布 先	エンジ部 2 購買Gr 1 総務Gr 1 営業 1 海外 1			

2017.11.29

2017/11/29

12.11.29

顧客の立場に立ち、信頼と満足を目指し 品質の良い製品を安全確実に納める

実 施 計 画 書

作 成 2017 年 11 月 27 日

工事番号	2017ES7532LF
工事名称	スプレードライヤ L-BI型 1台
受注先	社名 Ohkawara Korea Co., Ltd. 殿
納入先	社名 殿

目 次

No.	分 類	ページ
A	1. 売買契約書(写)、注文書(写)、ならびに保証事項	1 -
	2. 顧客支給品関係文書	-
B	<見積工番ファイル>	-
	1. 販売戦略資料	-
	2. 客先引合い書類	-
	3. 客先打合せ議事録	-
	4. 基本設計、計算書(最終版)	-
	5. フローシート、機器リスト、配置図(最終版)	27-28
	6. 見積仕様書(最終版)、客先提出書類	20-26
	7. 原価書、メーカー見積書(最終版)	2-6
	8. 見積書(最終版)	-
	9. 契約確認(チェックリスト)、見直し書類	-
	10. 納期確認書または工程表	8 -
	11. その他特記事項	-
C	<社内資料>	-
	1. 試験報告書	9-19
	2. 社内打合せ議事録等	-
	3. その他	-

備 考

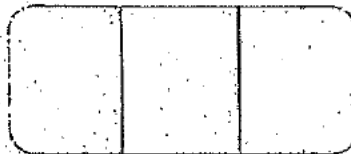
担 当 者	営 業 部	工番登録	役 員	配 布 先
海外営業 2017/11/29	海外 11.11.29			エンジニア 2 購買 Gr 1 総務 Gr 1 営業 1 海外 1

Technical Specification

SPRAY DRYER MODEL: L-8i

INDEX

1. Scope
2. Guarantee
3. Design condition
4. Equipment specification
5. Optional list
6. Utility list
7. Process flow diagram
8. Layout

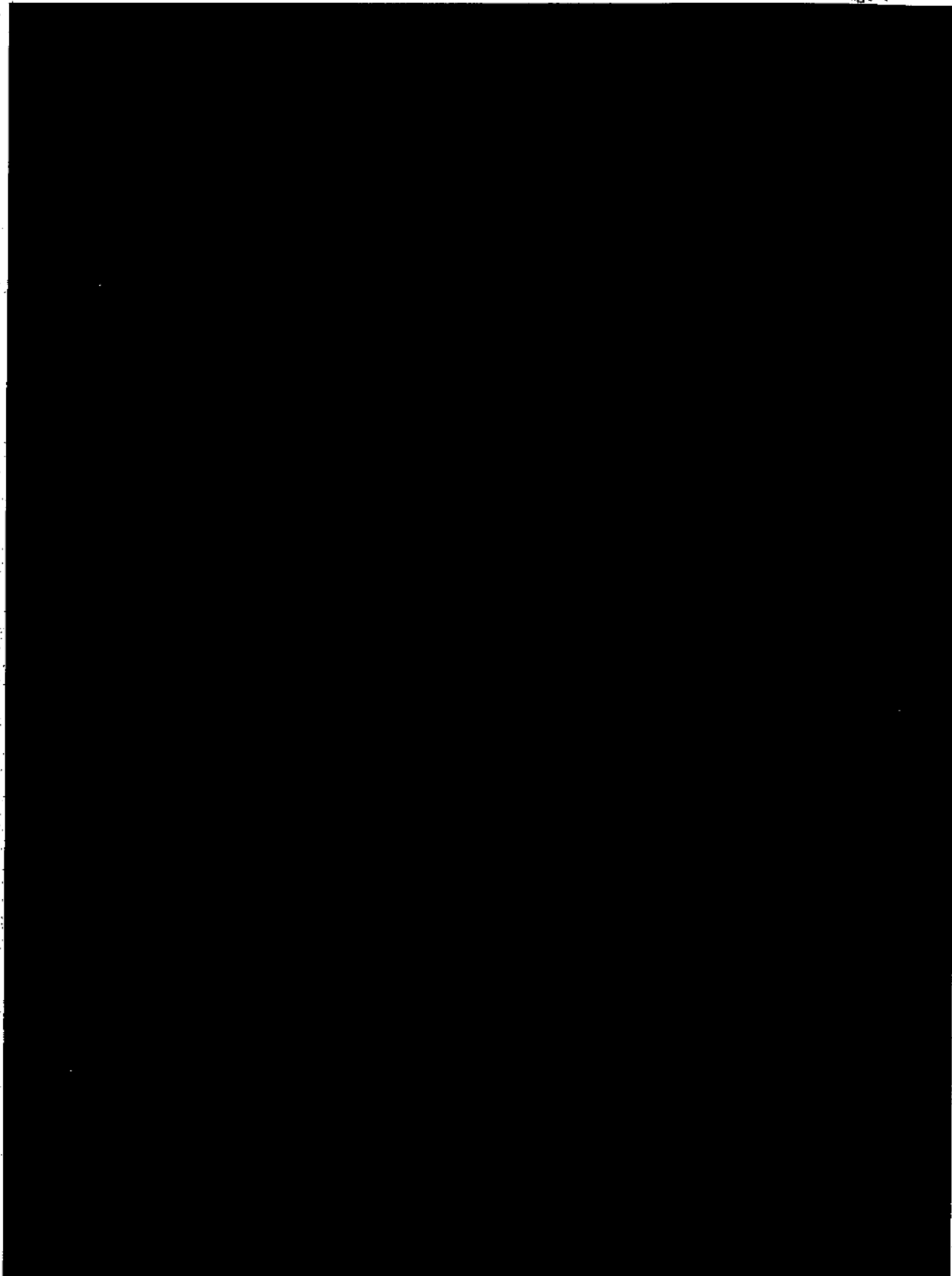


Ohkawara Kakohiki Co., Ltd.

3847 IKEBE-CHO, TSUZUKI-KU, YOKOHAMA
KANAGAWA JAPAN 224-0053

TEL: [REDACTED]

FAX: [REDACTED]



2. Guarantee

(1) Performance Guarantee

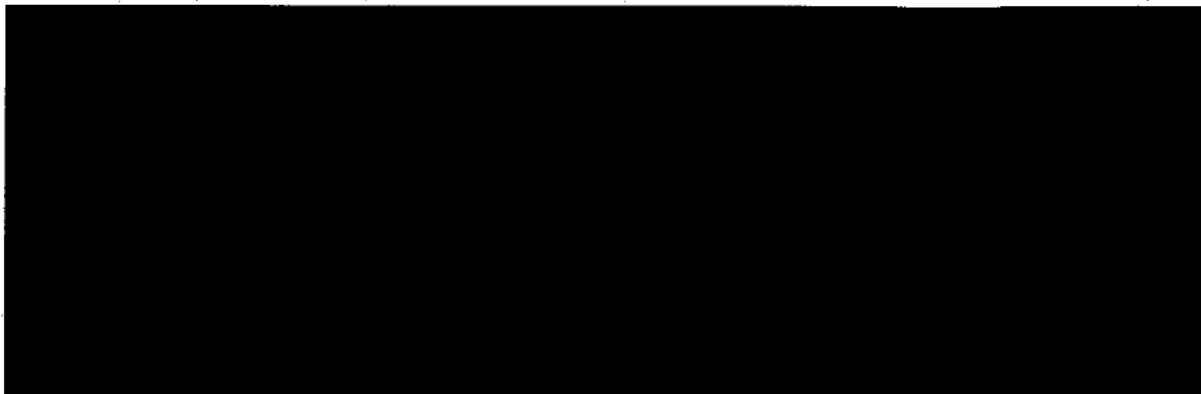
Water evaporation capacity : 3kg/h

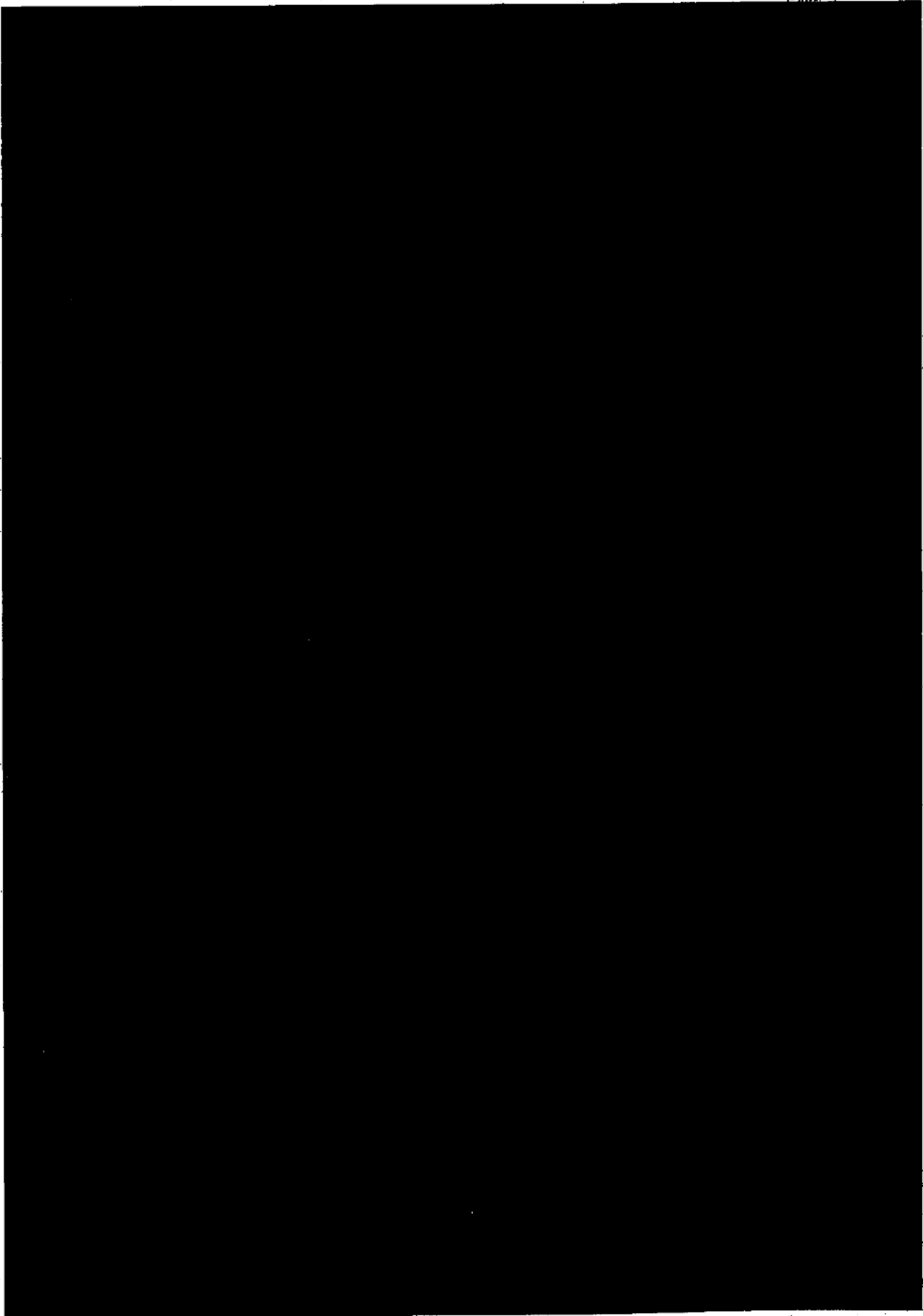
(Under the following conditions.)

Inlet temperature : 250°C

Outlet temperature : 100°C

at 15°C ambient temperature and 0.0074kg/kg dry air ambient moisture.

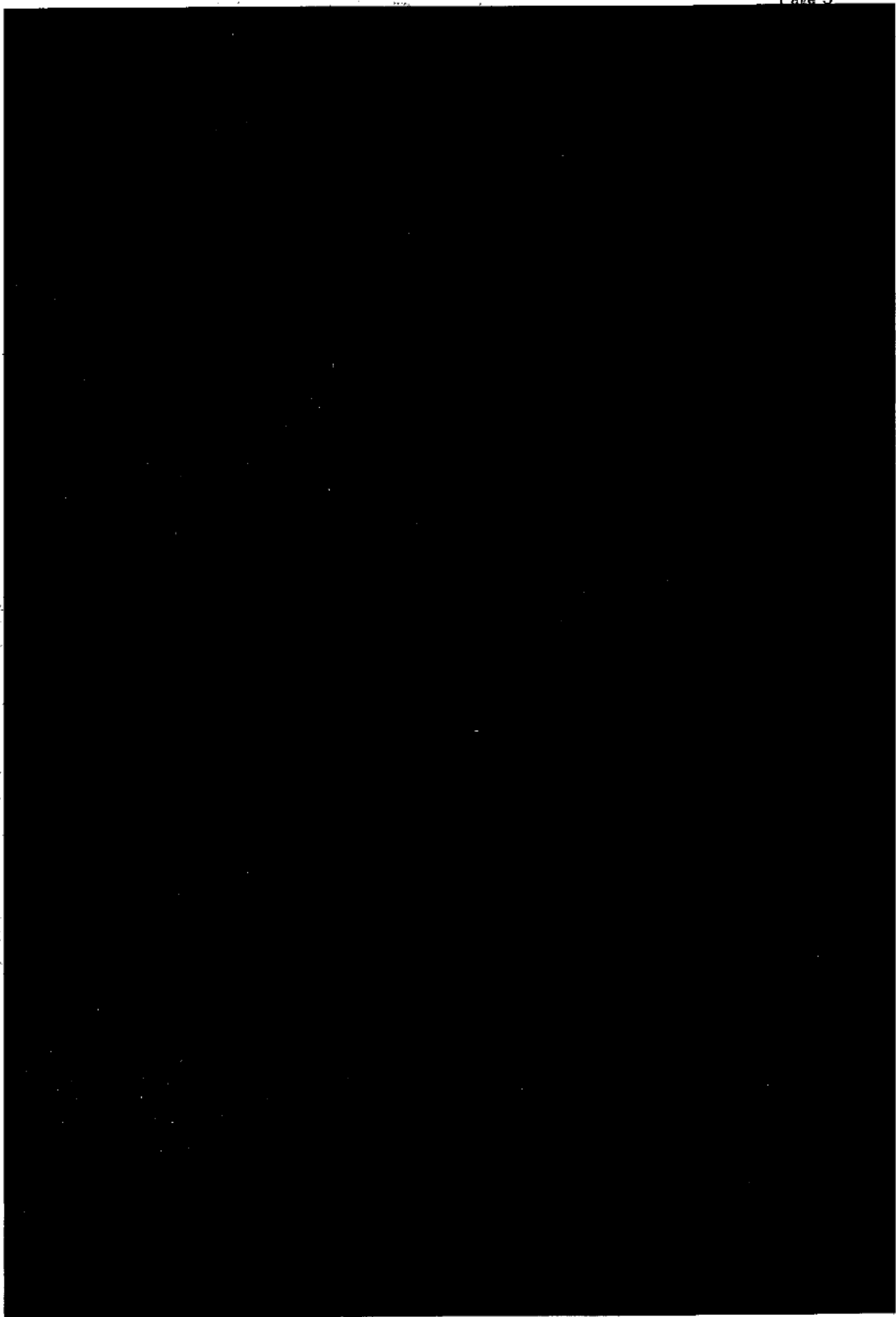


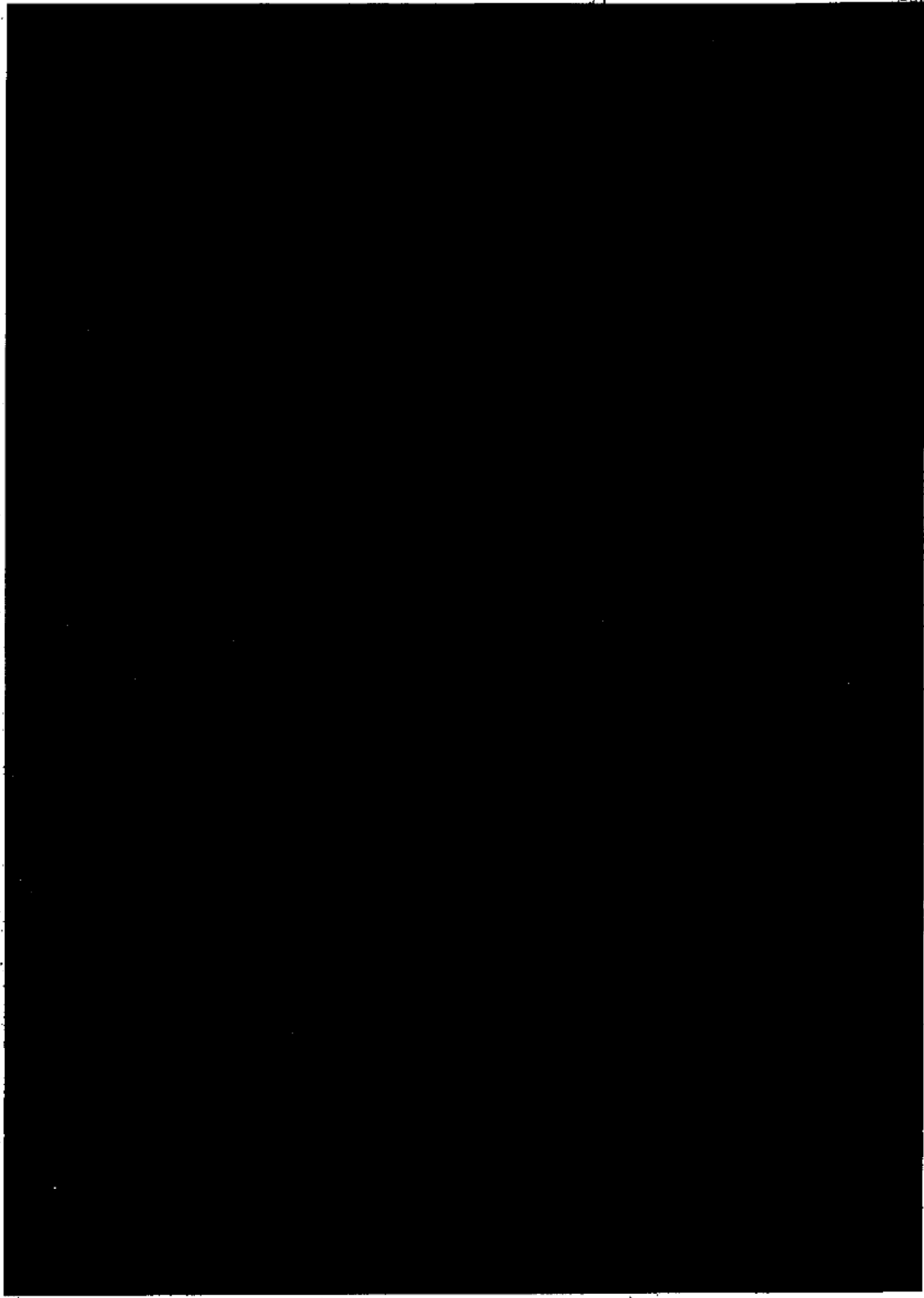


(6) Atomizer

1set

- | | |
|--------------------------|---|
| a) Atomizer Type | : OCA-008B |
| b) Disc revolution range | : 12,000~40,000 r.p.m. (normal operation, not over 30,000rpm) |
| c) Driving | : Belt drive with tension |
| d) Revolution control | : Inverter controlled stepless regulation |
| e) Lubrication | : Grease |
| f) Power | : 0.4kW-2P |
| g) Power of oil pump | : --- |
| h) Material | : Main part : SUS304 Liquid contact part : Teflon |
| i) Spare parts | : Bearing, O-ring, Gasket, Oil seal, Belt 1set |





資料

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

噴霧乾燥器用

貨物名：噴霧乾燥器
メーカー名：大川原化工機株式会社
型及び銘柄：L-8i型

別1項番	3の2項(2) 次に掲げる貨物であつて、 軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に 用いられる装置又はその部分品であるもの うち経済産業省令で定める仕様のもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 5の2 噴霧乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられる 防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置 8 噴霧器若しくは煙霧機またはこれらの部品	() () () () () () () () () ()	判定欄	注釈	記入欄
【省令】第2条の2 輸出令別表第1の3の2の項(2)の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該当 ○ 非該当 × 対象外 -	数値 ()		
五の二 噴霧乾燥器であつて、 次のイからハまでの全てに該当するもの					
イ、水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上 400キログラム以下のもの		[○]			
ロ、平均粒子径10マイクロメートル以下の 製品を製造することが可能なもの又は 噴霧乾燥機の最小の部分品の変更で 平均粒子径10マイクロメートル以下の 製品を製造することが可能なもの		[×]			
ハ、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌 をすることができるもの		[×]			
判定結果			□該当 □非該当		
作成者 会社名：大川原化工機株式会社 所属・役職：海外営業部 氏名： 電話番号： 安全保障貿易輸出管理最高責任者 会社名：大川原化工機株式会社 所属・役職：常務取締役 (フリガナ) 氏名： 電話番号：			該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []		

平成 26 年 6 月 11 日

社員、部責各位

取締役退任のご挨拶

特別顧問 相嶋静夫

平成 26 年 6 月 11 日をもって取締役を退任しました。18 年間、皆様のご協力のおかげで職務を全うできましたことに感謝申し上げます。

今後は、専務取締役経営企画室長としてのものは大川原知尚専務が担当することとなりました。すでに昨年度より一部決済権限を移行していますが、確認のため以下に整理しておきます。

1. 職務分掌(経営全般) 035-2

担当役員権限範囲は新専務が全て決済します。ただし、試験室(試験計画部)関連の「④新規取扱材料及び物質のテスト受入れ時の調査、承認」に関しては、試験申し込みの段階で
営業担当部責→エンジ部責→新専務で決済することとします。

2. 配布先の変更他

	2014 年 6 月 11 日まで	2014 年 6 月 12 日以降
①試験報告書	相嶋専務→エンジ部	大川原専務→エンジ部
②工事決定通知書関連	→相嶋専務	→相嶋顧問
③トラブル報告書関連	→相嶋専務	→相嶋顧問
④EMS/QMS 関連	トップマネジメント	大川原専務→社長
⑤各種連絡書、回覧板	→相嶋専務	→相嶋顧問
⑥特許管理	実施補償金算定	開発部

なお、この後もしばらく特別顧問として会社に残り、皆様の技術的、経営的相談に真剣に取り組み、社業発展の一助となるよう務める所存でいますので、宜しくお願い申し上げます。



顧問契約書

大川原化工機株式会社（以下甲という）と相嶋静夫（以下乙という）とは、次の顧問契約を締結し、互いに誠実にこれを履行する。

第1条（職務）

乙の主要職務は、甲の経営および技術に係る事項について保有する知見の提供および後進の指導をする。

第2条（契約期間）

契約期間は、2014年6月12日～2015年6月30日までとする。

2. 甲または乙が、都合により契約を中途解約する場合は、その1ヶ月前までに相手方に申し出を行わなければならない。
3. 甲または乙は、互いに信義則を遵守することを前提とするが、相手に重大な違反があった場合は本契約を解除できる。

上記契約の成立を証し、本書2通を作成し、署名捺印の上、甲、乙各1通を保有する。

2014年6月12日

(甲) 横浜市都筑区池辺町3847番地

大川原化工機株式会社
代表取締役 大川原正明

(乙)

相嶋 静

顧問契約書

大川原化工機株式会社（以下甲という）と相嶋静夫（以下乙という）とは、次の顧問契約を締結し、互いに誠実にこれを履行する。

第1条（職務）

乙の主要職務は、粉体技術研究所における営業試験および開発試験について保有する知見の提供および後進の指導をする。なお、本社には月1回出社する。

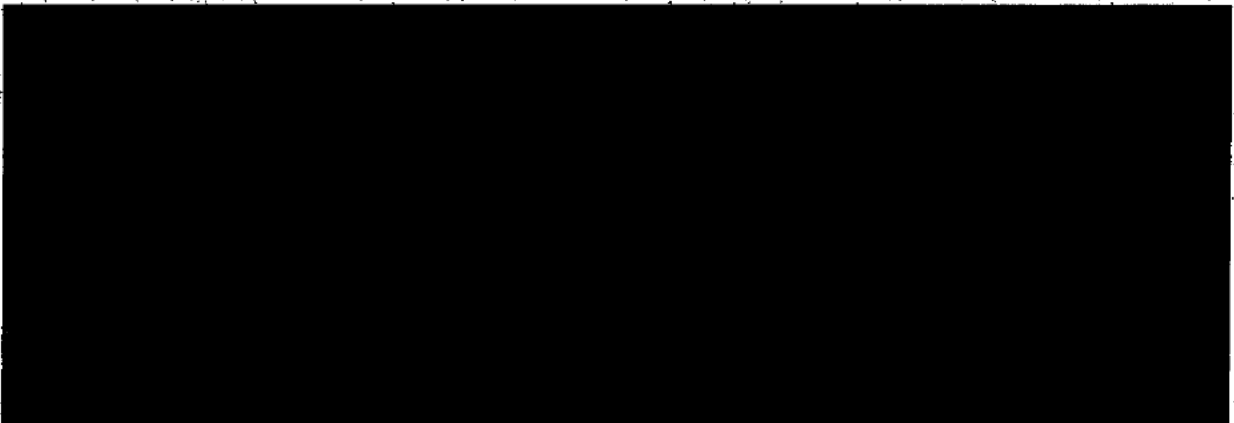
第2条（契約期間）

契約期間は、2018年4月1日～2019年3月31日までとする。

2. 甲または乙が、都合により契約を中途解約する場合は、その1ヶ月前までに相手方に申し出を行わなければならない。
3. 甲または乙は、互いに信義則を遵守することを前提とするが、相手に重大な違反があった場合は本契約を解除できる。

第3条（勤務形態）

主な勤務場所は粉体技術研究所とし、勤務形態は非常勤勤務とする。（週2回程度）



上記契約の成立を証し、本書2通を作成し、署名捺印の上、甲、乙各1通を保有する。

2018年4月1日

（甲） 横浜市都筑区池辺町3847番地

大川原化工機株式会社
代表取締役 大川原正明

（乙）

相嶋静夫